**令和７年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（府民文化関連）**

**令和６年７月**

**大　　阪　　府**

**令和７年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（府民文化関連）**

日頃から、大阪府府民文化行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2025年大阪・関西万博の開催まで300日を切っています。国家プロジェクトである万博を成功させ、将来の大阪の成長へとつなげるためには、世界から大阪・関西へと人を呼び込み、大阪の強みである文化芸術・スポーツ・エンタメ等の多彩な都市魅力を生かした取組みを全力で進める必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で顕在化した課題の長期化や、デジタル化の急速な進展といった府民を取り巻く暮らしの変化を踏まえ、誰もが暮らしやすい大阪をめざし、困難や課題を抱える女性に対する相談・支援や、多様化する消費者被害等への対応の強化に取り組まなくてはなりません。

さらに、行政手続きのデジタル化の一環として導入された、旅券の電子申請サービスが、府民にとって利便性の高いサービスとなるよう取り組む必要があります。

これらの施策の推進にあたっては、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、必要な措置と財源を確保していただくことが重要です。

令和７年度の国家予算編成に当たりましては、本府の府民文化分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**令和６年７月**

　　　　　　　　　　**大阪府知事　　　吉 村　洋 文１　万博を契機とした大阪の成長・飛躍に向けた取組みの推進**

**【内閣府、スポーツ庁、文化庁、観光庁】・・・・・・・・・・・・ １**

**（１）新たな観光コンテンツ開発及び観光プロモーションの推進について**

**（２）安全・安心で快適に滞在できる取組みへの支援について**

**（３）文化芸術活動の活性化や文化芸術の魅力発信に向けた支援について**

**（４）「いのち輝く未来社会」の実現に向けたスポーツ施策について**

**（５）スポーツ関連予算の確保及び補助金の創設等について**

**２　女性のための相談・支援体制の充実、強化【内閣府】・・・・・・・・ ３**

**３　安全・安心な消費生活の実現【消費者庁】・・・・・・・・・・・・・・ ４**

**（１）交付金の財源確保及び柔軟な運用について**

**（２）消費生活相談体制に対する新たな措置について**

**（３）霊感商法を含めた悪質商法の未然防止等について**

**（４）消費生活相談のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた支援に**

**ついて**

**４　旅券発給業務にかかる制度・システムの改善及び国民への周知**

**【デジタル庁、総務省、法務省、外務省】・・・・・・・・・・　 ６**

**１　万博を契機とした大阪の成長・飛躍に向けた取組みの推進**

国家プロジェクトである万博を必ず成功させるため、開催主体である国が先頭に立ったオールジャパン体制のもと、総力を挙げた取組みの推進が重要となっている。万博の開催は、大阪の強みである、食、歴史、スポーツなど、多彩な観光資源を国内外に広く発信するこの上ないチャンスである。万博を何としても成功させ、世界から大阪・関西へ、さらには全国への誘客を図り、観光資源や文化芸術・スポーツ等の魅力を大阪の成長・飛躍につなげられるよう、以下のとおり要望する。

（１）新たな観光コンテンツ開発及び観光プロモーションの推進について

大阪・関西万博の開幕を来年に控え、インバウンドの増加を背景とした観光需要の活性化に加え、これまで以上に質の向上を重視した観光へと転換していくため、自然や体験を活かしたツーリズムの推進やAR・VR等の先端技術などを活用した新たな都市魅力の創出を図っていくことが必要である。

また、国内外から多くの人が訪れる大阪・関西万博は、大阪・関西をはじめ日本の観光資源や文化芸術等の魅力を国内外に発信し、アジアに加えて欧米豪など幅広い国・地域からの誘客促進につなげていく絶好の機会である。そのため、食や文化等、多様な地域の魅力を活用した観光コンテンツを創出するとともに、ICT等を積極的に活用した魅力発信を行うなど、戦略的にプロモーションを進めていかなければならない。

ついては、デジタル技術と観光資源の融合等による新たな観光コンテンツの開発や、食、歴史、文化芸術、スポーツ、エンタメなど大阪・関西の多種多様な地域資源を活かした周遊観光、滞在促進に向けた受入環境の整備及び観光ルートの充実や、国内外への効果的な観光プロモーションの推進を図るとともに、地方自治体が実施する取組みに対しても、十分な財源措置を行うこと。

（２）安全・安心で快適に滞在できる取組みへの支援について

自然災害など、様々な危機的事態の発生時に、その影響を最小限にとどめ、復活できる力（レジリエンス）の充実・強化、多言語による情報発信、さらには多様な食文化への対応など、誰もが安全・安心で快適に滞在できる環境が、都市ブランドとして評価される時代を迎えている。

大阪・関西万博には、国内外から多数の人々が訪れることから、このような環境を実現するための取組みは急務となっている。

大阪府においても、災害時に必要な情報の多言語での提供や、宿泊施設における環境整備の促進、多言語による観光・交通案内の充実、多言語メニューの作成支援等を行っているところであり、今後、観光関連施設や宿泊施設等における安全・安心で快適な滞在を実現するための取組みに対し、十分な財源措置を行うこと。

（３）文化芸術活動の活性化や文化芸術の魅力発信に向けた支援について

大阪・関西万博は、世界中の方々に、各地の多彩で豊かな文化芸術の魅力に触れていただく好機である。

大阪府では、万博開催時における国内外からの多くの来阪者に、大阪の文化芸術を楽しんでいただくとともに、府内におけるアーティスト等の活躍機会を拡充し、国内外の芸術家等の交流や新たな創造を促進することを目的に、2025年に大規模な文化芸術祭典の開催をめざしているところ。

今後、大阪・関西万博を契機に、上方伝統芸能や音楽、アートなど、大阪が誇る多彩で豊かな文化芸術に係る活動の活性化や魅力発信をより一層加速させるためにも、文化庁の「日本博2.0」を通じた地域の文化振興の取組みに対する支援を充実すること。また、自治体が実施する文化振興の取組みへの継続的な支援を行うとともに、国の補助事業の拡充や新規創設など、必要な財源措置を行うこと。

（４）「いのち輝く未来社会」の実現に向けたスポーツ施策について

スポーツは、心身の健康増進に加え、人々の心を動かす力や楽しさを有しており、人とまちの活性化にもつながるものである。このようなスポーツの魅力に触れ、楽しむことのできる多様な機会を創出することは、2025年大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に合致するものである。

こうしたスポーツの価値を活かし、社会の活性化・課題の解決に寄与していくため、「第３期スポーツ基本計画」においても、多様な主体におけるスポーツの機会創出、スポーツによる健康増進などの施策が位置づけられているところ。

今後、万博開催のインパクトを最大限に活かし、より多くの人がスポーツに触れ、楽しむことができるよう、「第３期スポーツ基本計画」に万博の視点を取り込み、地方自治体が実施するスポーツ関連予算の確保を十分に図ること。

（５）スポーツ関連予算の確保及び補助金の創設等について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等、大規模国際競技大会の開催によるスポーツへの関心や熱意の高まりを一過性のものとせず、国と地方、民間等の様々な主体が連携・協力しながらスポーツ関連施策を推進していくため、安定的なスポーツ関連予算の確保及び拡充を図ること。

大阪府においては、アーバンスポーツを中心にテクノロジーの活用を取り入れた体験イベントの開催や在阪スポーツチーム・関係団体を構成員とする「大阪スポーツコミッション」を活かし、スポーツツーリズムの推進を図るとともに、スポーツを楽しむ機会の提供を通じた生涯スポーツの振興による地域活性化に取り組んでいるところである。こうした、地方自治体が実施するスポーツ振興施策に向けた取組みを一層進めていくため、地方自治体への補助制度を拡充するなど、必要な財源措置を講じること。

**２　女性のための相談・支援体制の充実、強化**

新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用、所得への影響、生活不安やストレスを背景とした配偶者等からの暴力などの諸課題が顕在化した。特に女性への影響は深刻、かつ、長期化しており、困難や課題を抱える女性に寄り添った支援の充実・強化が求められている。

このような状況を受け、国においては、「地域女性活躍推進交付金」を用いて、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、相談支援等に取り組まれているところ。

大阪府においても、困難・課題を抱える女性に対し、事前予約なしで利用できる相談室の設置をはじめ、同じ悩みを抱える人同士の交流の場づくりや民間企業等と連携した生活用品等の提供等に取り組むとともに、ＳＮＳを活用した相談等を実施してきた。また、昨年度から、より多くの困難や課題を抱える女性をこのような支援につなげるため、府内市町村と連携した取組みを進めているところ。

こうした困難や課題を抱える女性に対する支援をより一層充実させていくため、地方自治体が取り組む相談・支援体制の機能充実・強化等に対し、財源措置を拡充すること。

**３　安全・安心な消費生活の実現**

デジタル化の急速な進展や成年年齢の引き下げなどにより、消費者被害が複雑化・多様化する中、大阪府では、若年者への消費者教育の推進や高齢消費者等の見守りの強化、悪質商法対策等について、府内市町村と連携して取り組んでいるところ。

消費者を取り巻く状況の変化により生じる新たな事象や課題に対応し、府民生活のさらなる安全・安心を確保するため、以下のとおり要望する。

（１）交付金の財源確保及び柔軟な運用について

地方消費者行政強化交付金の推進事業について、平成30年度の制度改正以降、予算額が大幅に削減され、消費生活センターの相談員の人件費確保が困難となり、消費者教育・啓発事業の縮小や、一般準則で認められている活用年限よりも早く事業を打ち切らざるを得ないといった状況が発生している。

また、消費者を取り巻く状況の変化により生じる新たな事象や課題への対応が消費者行政に求められているが、現行制度では、新たな事象などに対応する事業は、新規事業として取り扱われ、推進事業としての実施が認められておらず、交付金の対象とならない。

ついては、地方消費者行政強化交付金の推進事業について、一般準則で認められている活用年限まで着実に事業を実施できるよう、必要な財源を確保すること。

加えて、新たな課題を含む、消費者トラブル等に柔軟に対応する事業についても、推進事業として実施できるよう交付金の対象とすること。

（２）消費生活相談体制に対する新たな措置について

消費生活相談は、消費者が、安全・安心で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現にとって、重要な役割を担うものであるが、今後、推進事業の活用年限終了に加え、消費生活相談員の高齢化や人材不足などの課題により、相談体制の維持が困難になることが危惧される。

ついては、活用年限が終了した後も、消費生活相談体制を維持し、府民生活の安全・安心を確保できるよう、相談体制の基盤となる、相談員の人件費や人材の養成等に係る交付金制度を創設するなど、新たな措置を講じること。

（３）霊感商法を含めた悪質商法の未然防止等について

霊感商法への対応強化を求める社会的な要請の高まりを受け、令和４年度第２次補正予算において、地方消費者行政強化交付金に「霊感商法を含めた悪質商法対策特別枠」が創設された。

大阪府としても、この特別枠を活用し、消費者被害の未然防止に向けた啓発や、相談窓口の機能強化などに取り組んできたところだが、依然として、消費者被害・トラブルを経験した人が増えている。

ついては、霊感商法を含めた悪質商法の未然防止及び被害救済等に必要な財源を安定的に措置すること。

（４）消費生活相談のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けた支援について

消費生活相談に関するデジタルトランスフォーメーションの推進にあたり、現在、国において、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の刷新や、自治体間連携による体制強化に向けた検討を進められている。

とりわけ、PIO-NETについては、これまで国において専用回線や端末機の整備と、それに伴うセキュリティ水準の確保を行ってきたところ。しかしながら、令和８年10月に運用を開始する新たなPIO-NETにおいては、自治体の回線や端末機からクラウドサービスにアクセスすることとなり、自治体において国が推奨する水準のセキュリティ対策を講じることが求められている。

PIO-NETの刷新にあたっては、セキュリティ対策をはじめ、自治体の費用負担の増加につながることがないよう、国の責任において十分な財源措置を行うこと。

**４　旅券発給業務にかかる制度・システムの改善及び国民への周知**

旅券発給業務においては、令和５年３月27日から、申請者の利便性向上等を目的とした行政手続きのデジタル化の一環として、旅券の電子申請サービスを導入しているところ。

電子申請サービスの導入により、要件を満たさない申請や重複申請を受け付けてしまうなどの課題が顕在化したことから、申請者の利便性や旅券事務所の業務効率化等のためにも、早急に制度・システムの改善が必要となっている。

ついては、地方自治体の意見を踏まえ、国において制度・システムの改善を図ること。

また、令和７年３月24日に予定されている国立印刷局での旅券の集中作成方式導入にあたり、その必要性や、国が定めた旅券発給の標準処理期間の延長等について、国民からの充分な理解を得られるよう、国の責任において周知を行うこと。